

岸和田市中小企業等 月次支援応援金

10月5日
受付開始

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、特に深刻な影響を受けながらも、国の給付する月次支援金を活用して事業継続に取り組む市内の中小企業者等に幅広く活用いただくため、岸和田市中小企業等月次支援金を支給します。

対象者

次のすべてを満たす必要があります。

- (1) 今後も岸和田市内での事業継続意思がある以下の中小企業者等
中小法人 : 岸和田市内に本店を有していること
個人事業主等 : 岸和田市内に主たる事業所を有していること
- (2) 2021年4月から8月までの間で、2019年又は2020年の同月の事業収入と比較して50%以上減少した月が存在し、国の月次支援金を受給していること
- (3) 市税を滞納していないこと

支給額

月額最大4万円×5ヵ月＝最大20万円

月額の計算方法：4万円×月次支援金給付割合

- ※月次支援金給付割合：月次支援金給付実額÷月次支援金給付最大額
- ※4月から8月まで各月ごとに1,000円未満を切り捨てして金額計算を行い、各月の月額を合計した金額が支給額となります。
- ※個人、法人とも同額です。
- ※申請は1事業者につき1回となります。

申請期間

令和3年10月5日から
令和4年1月31日まで
(当日消印有効)

申請方法

- 下記書類一式を同封の上、必ず郵送で申請してください。なお、必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到着が確認できる方法で送付ください。
- 交付にあたり追加資料の提出を求められることがあります。

提出書類

- 1 申請書兼請求書（様式第1号）※市ホームページからダウンロードできます。
- 2 月次支援金の振込みのお知らせ（写）（申請する月のもの全て）
- 3 岸和田市内に事業所を有することを証する書類
- 4 岸和田市中小企業等月次支援応援金の振込先口座が確認できる書類

※ 詳細は岸和田市のホームページをご確認ください。

送付先・お問合せ

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所産業政策課「岸和田市月次支援応援金担当」宛
TEL 072-423-9586

裏面もご覧ください

よくある質問と回答

質問 1 1人で2つの会社を経営しています。2社分の応援金を申請できますか。

回答

それぞれの会社として月次支援金の給付を受けるなど要件を満たす場合は、2事業者として申請できます。ただし、個人事業主や同一法人で複数の店舗を営んでいる方は、1事業者分となります。

質問 2 岸和田市内でお店を営んでいます。住んでいるのは市外です。申請できますか。

回答

法人の場合は、本店が市内にある事業者が対象です。個人事業主の場合は、事業主の住所が市外であっても、市内に主たる事業所を有していれば対象となります。

質問 3 個人事業主です。確定申告書の何を出せばよいですか。

回答

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の第一表のほか、「青色申告決算書」の写し、または白色申告の方は「収支内訳書」の写しを併せて提出ください。なお、青色申告決算書または収支内訳書の事業所所在地欄に記載があることを確認してください。事業所所在地に岸和田市の記載がない場合は、事業所住所の記載された参考資料（事業所の賃貸借契約書など。名刺など自身で作成できるものは不可）をご提出ください。

質問 4 市内に無人の倉庫やガレージを持っていますが、対象となりますか。

回答

事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して継続的に行われているものをさすため、対象外となります。

質問 5 岸和田市内の中小法人です。国の月次支援金を4月は20万円、6月は10万円、8月は5万1千円給付されており、5月と7月は月次支援金を受給していません。月次支援応援金の給付額はいくらになりますか。

回答

4月：40,000円×(200,000円÷200,000円)＝40,000円
5月：月次支援金を受給していないため0円
6月：40,000円×(100,000円÷200,000円)＝20,000円
7月：月次支援金を受給していないため0円
8月：40,000円×(51,000円÷200,000円)＝10,200円→10,000円(千円未満切捨)
よって、40,000円+0円+20,000円+0円+10,000円＝70,000円となります。

質問 6 交付を受けた月次支援応援金について、税の申告をする必要がありますか。

回答

月次支援応援金は、課税対象となります。次年度の税の申告を行う際は、この分も併せてご申告ください。